

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	入園料又は使用料の還付	
根拠法令・条項	堺市立農業公園条例第10条	
所 管 課	農 政 部 農業公園 担当	
審 査 基 準	<p>(1)入園者又は物産品加工工房若しくは加工体験施設の使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により入園又は使用ができなくなった場合：全額</p> <p>(2)使用の許可を受けた者が、使用日の5日前までに使用の許可の取消又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の理由があると認めるとき：全額 (堺市立農業公園条例施行規則第6条)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	申請内容が個々の申請ごとに異なるため